

自分の権利を守ろう！

～成年後見制度について～

健康福祉課地域包括支援センター

☎️ 11-82



どんな制度なの？

成年後見制度とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でないかたの権利を守る制度です。本人が財産をうまく管理できなくなるなど、判断能力が不十分になってくると日常生活において支障が出てきます。そのため、支援者が預貯金の管理や日常生活でのさまざまな契約を本人に代わって行い、本人の権利を守ります。

支援者は何をやるの？

支援者は、本人の生活、医療、介護、福祉など、身の回りのことにも目を配りながら本人を保護・支援します。本人に代わって、大切な契約を行ったり、お金の管理を行います。主に、法律行為に関することが業務とされているため、食事の世話や実際の介護は職務として定められています。

誰が支援者になるの？

支援者のほとんどは配偶者や親族、知人がなることが多くなっています。ただし、法律や福祉の専門家、また法人などが支援者になる場合もあります。

いづれにおいても、家庭裁判所が本人にとって最適と思われるかたや法人を選びます。

どうしたら利用できるの？

家庭裁判所で手続きを行います。家庭裁判所は、申請者の状況を確認し、制度を利用する必要があるか決定を行います。（利用の流れ）

費用はかかるの？

申請には収入印紙代や切手代などで約1万円必要になります。ただし、鑑定が必要なる場合は鑑定料が必要となり、

せん。

利用の流れ

申立て準備

必要な書類一式を受取り、診断書、戸籍謄本、申立書の作成等の準備をします。

※書類一式は各家庭裁判所、地域包括支援センターにあります。また、家庭裁判所のホームページからも印刷できます。

申立て

申立書などの書類とともに、申立手数料の費用を用意し、家庭裁判所へ申立てを行います。

※申立ては裁判所への事前予約が必要です。

審判手続き

調査、審問などを受けます。

家庭裁判所の調査官が、本人や家族、医師から本人の精神的な障がいの程度や生活状況を確認し、その実情に応じて、最も適切だと思うかたを後見人などに選任します。

支援開始

後見人などが決まり、保護・支援を開始します。

援助内容

●財産管理

本人の預貯金の管理、不動産の処分などの財産に関する契約などについて支援を行います。

●身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の入退所の手続き、費用の支払いなど、日常生活に関わる契約などの支援を行います。

高額な申請費用となる場合もあります。
※鑑定とは、本人の判断能力の程度を医学的に十分に確認するためのものです。

判断能力が不十分でないと利用できるの？

判断能力が十分なうちに、誰にどのような支援をしてもらうかをあらかじめ契約により決めておく制度（任意後見制度）もあります。自分のた

めに事前準備をしておく制度です。認知症などになることを想定して自分の今後のために制度を利用することをお勧めします。

どこに相談したらいいの？

制度を利用するには、必要な書類を準備する必要があります。また申立費用の面でも不安になるかたが多くみられます。まずは地域包括支援センターか近くの家庭裁判所に相談してください。

成年後見制度講演会

いざという時のために

～お金の管理方法を知ろう～

とき 3月24日(金)

午後2時～3時30分

ところ 保健福祉センター

ひだまり2階・ひだまりホール

講師 後藤 慶法 司法書士

※先着2人まで無料相談が受けられます。

希望のかたは予約してください。

ください。